委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
1	令和8年度　交通局財務会計システム保守業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0105	令和8年4月1日	㈱日立システムズ関西支社 大阪市北区堂島浜1-2-1	3,418,800	財務会計システムの保守については、当該システム製作会社以外では技術的に業務遂行が難しく、その性質上競争入札に適さないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
2	神戸市交通局公金集金業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0104	令和8年4月1日	株式会社三井住友銀行 東京都千代田区丸の内1-1-2	66,271,920	当局の出納取扱金融機関であり、その性質又は目的が競争入札に適しない。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
3	駅間ネットワーク保守業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	協和テクノロジィズ株式会社 兵庫営業所 神戸市兵庫区下沢通7-1-23	4,975,300	受託者は駅間ネットワーク整備業務や、その後の一部更新業務の構築業者であり、ネットワーク装置及び各種端末の整備を行ってきた業者である。そのため、定期点検の実施や障害時に原因の切り分けを行い、復旧対応が可能なのは左記業者のみである。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
4	アイテックデータセンタ設置サーバおよびネットワーク保守業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	アイテック阪急阪神株式会社 大阪市福島区海老江1-1-31	91,340,040	本業務で保守対象となるシステムおよびネットワークは、アイテック阪急阪神（株）が提供しているホスティングサービスを用い、当局独自仕様のプログラムを同社で開発・設計したもので構成されている。そのため、本システム等の運用および保守は、開発元である同社以外には履行できない。よって随意契約とし、委託先として同社を選定する。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11 条第1項第2号に該当）
5	クレジットタッチ決済用交通クラウドサービス運用保守業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	QUADRAC株式会社 東京都中央区晴海1-8-10 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX GRAND EDITION 24 階	5,462,720	クレジットカードを利用した交通事業者向け決済サービスの提供（カードセキュリティ国際基準に準拠）はQUADRAC 株式会社が国内唯一であり、令和5年度に交通局向けに構築したシステムにおいても同社が独自に開発・設計したものである。よって同社以外には実施できないため委託先として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
6	ICOCA統括管理装置保守運用業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	株式会社 JR 西日本テクシア 兵庫県尼崎市潮江1-1-33	10,810,800	ICOCA 統括管理装置は株式会社JR 西日本テクシアによるホスティングサービスによりシステム導入している。そのため、本システムの保守および運用は同社以外には履行できない。そのため、随意契約とし委託先として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
7	収入統計管理システム保守運用業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	株式会社日立システムズ 関西支社 大阪市北区堂島浜1-2-1	12,188,880	収入統計管理システムは、地下鉄及び市バスの利用データや定期券の売上データを長期間保存および活用することで交通局の運賃収入を管理するシステムである。定期券売上の按分を行うなど他社局精算額を算出することや、保存したデータを用いて職員が分析を行うこともできるシステムであり、株式会社日立システムズが独自に開発したシステムである。本システムの保守及び運用にあたっては、本システムを熟知している必要があることから、当該業務を行えるのは株式会社日立システムズ以外にはない。そのため随意契約とし、委託先として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
8	バス後方処理システムおよびポイント管理サーバシステム運用保守業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	株式会社 小田原機器 関西営業所 大阪市淀川区木川東2-4-10	25,190,000	バス後方処理システムは、PiTaPa ネットワークに組み込まれているバス利用に関するデータ送受信システムである。また、バスポイント管理システムは、バスポイントサービスにおいて、ポイント使用などのポイントの管理を行うシステムである。これらのシステムの保守及び運用業務には、高度な専門的知識と安定稼働並びに障害復旧のためのシステム構成に対する知識が必要となる。この技術を有しているのは、これらのシステムを構築した株式会社小田原機器以外にはない。そのため、委託先として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
9	自動定期券発行機の定期券発行に関するシステム保守運用業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社 大阪事業所 大阪市福島区福島3-14-24	14,250,280	定期券WEB 予約サービス用中継サーバは、各駅の自動定期券発行機から定期券WEB予約サービスのサーバへ接続するための中継サーバである。また、クレジット決済センタ（OTAC）は、自動定期券発行機においてクレジット決済を行うためのシステムである。これらのサーバ、システムの保守及び運用業務には、高度な専門的知識と安定稼働並びに障害復旧のためのシステム構成に対する知識が必要となる。この技術を有しているのは、これらのシステムを構築したオムロンソーシアルソリューションズ株式会社以外にはない。そのため随意契約とし、委託先として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
10	交通局ICネットワークシステム保守業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	日本電気株式会社　関西支社 大阪市中央区城見1-4-24	12,362,900	交通局IC ネットワークシステムは駅、バス営業所及び定期券発行所から局内の後方系サーバに交通利用データを送信するためのシステムである。加えて、PiTaPaシステム及びICOCA システムの一部として各システムのセンタに交通利用データを送信するためのシステムである。本システム並びにその取扱いデータの重要度から、本システムの故障は交通事業の運用に大きな影響を与えることとなる。そのため、本システムの保守業務には、安定稼働並びに障害発生時の迅速な復旧を可能にするための高度な専門的知識が必要となるが、この技術を有しているのは本システムを構築した日本電気株式会社以外にはない。そのため随意契約とし、委託先として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
11	駅集計機保守業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 大阪市福島区福島3-14-24	3,410,000	受託者は駅集計機の整備業務受託業者（オムロンソーシアルソリューションズ株式会社）の系列保守会社で、駅集計機の保守マニュアルを開示されているのは当該業者のみである。よって、定期点検及び障害発生時に対応が可能なのは上記業者のみである。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
12	自動改札装置保守業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	東芝自動機器システムサービス株式会社 大阪市中央区瓦町3-5-7 NREG御堂筋ビル 3F	15,368,947	保守対象機器である自動改札機は東芝インフラシステムズ（株）製であり、機器の保守については当該機器の保守マニュアルが開示されている東芝インフラシステムズ（株）の系列保守会社である受託者しか履行出来ないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
13	係員処理端末等保守業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	東芝自動機器システムサービス株式会社 大阪市中央区瓦町3-5-7 NREG御堂筋ビル 3F	11,568,480	保守対象機器である係員処理端末、改札機監視盤、システム監視盤は㈱東芝（旧：東芝インフラシステムズ㈱）製であるが、機器の保守については当該機器の保守マニュアルが開示されている㈱東芝の系列保守会社である受託者しか履行出来ないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
14	自動出札関係装置保守業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	日本信号株式会社大阪支社 大阪市北区小松原町2-4	48,805,900	受託人は保守対象である各機器の設計・製作を行った業者であり、各機器の交換部品の調達、ソフト不具合時の対応を行えるのはこの受託人のみである。また、保守を行うにあたって必要となる機器の調整基準についても、メーカ独自のものであることから本業務を履行できるのは受託人のみである。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11 条第1項第2号に該当）
15	駅務機器の故障率予測業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月1日	西日本旅客鉄道株式会社 大阪市北区芝田2-4-24	2,420,000	本業務は、交通局の保有する稼働データを基に故障率を算出する。交通局の保有する稼働データで故障率が算出できるのは、令和4年度に交通局用に故障率予測システムの改修を行った受託候補者のみである。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
16	料金制度の見直しに伴う定期券発行機改修業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年4月24日	株式会社東芝 関西支社 大阪市北区角田町8-1	41,959,500	定期券発行機は、（株）東芝が独自に開発・設計した機器である。本業務は、当該機器にかかるソフトウェアの更新を実施するものであり、その作業は開発元である同社以外では履行できない。以上の理由から、随意契約とし、委託先として同社を選定する。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11 条第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
17	遠隔システム導入に伴う出札機器改修業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年5月25日	日本信号株式会社大阪支社 大阪市北区小松原町2-4	78,100,000	本件は券売機、精算機及びデータ集計機の改造を行う業務である。改造対象の機器は日本信号株式会社が独自に開発・設計したシステムであり、開発元である同社以外には実施できないため、委託先として同社を選定する。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11 条第1項第2号に該当）
18	遠隔システム導入に伴う改札機器等改修業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年6月15日	株式会社東芝 関西支社 大阪市北区角田町8-1	175,439,000	改修対象の機器は(株)東芝が独自に開発・設計したシステムであり、開発元である同社以外には履行できない。そのため、随意契約とし委託先として同社を選定する。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11 条第1項第2号に該当）
19	バス後方系機器更新業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年6月24日	株式会社 小田原機器 関西営業所 大阪市淀川区木川東2-4-10	36,566,200	バス後方系機器は、バス車載機等も含むバス料金収受システムとして、株式会社小田原機器が独自に開発・設計したものである。本業務はバス後方系機器を更新するものであるため、開発元である同社以外に履行できない。そのため随意契約とし、委託先として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
20	交通局ICネットワークシステム更新業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年6月29日	日本電気 株式会社 関西支社 大阪市中央区城見1-4-24	34,408,000	本業務は当局の所有する交通局ＩＣ ネットワークシステムを構成するネットワーク機器の更新を実施するものである。本システムはバス営業所等の拠点から局内の後方系サーバに交通利用データを送信するためのシステムであり、PiTaPaシステムおよびICOCAシステムの一部として、各システムのセンタに交通利用データを送信するためのシステムである。本システム並びにその取扱いデータの重要度から、ネットワーク機器の更新、更新に伴う切り替え作業時等に発生しうる本システムのネットワーク障害は交通事業の運用に多大な影響を与えることとなる。そのため本業務では既存システムからの円滑かつ確実な機器更新（既存機器と更新後の機器の混在運用を含む）及び迅速な障害復旧が必要となるが、この技術を有しているのは本システムを独自に開発・設計した日本電気株式会社以外にはない。そのため随意契約とし委託先として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
21	バス営業所再編等に伴う収入統計システム改修業務	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年6月30日	株式会社日立システムズ 関西支社 大阪市北区堂島浜1-2-1	5,401,000	収入統計管理システムは、地下鉄及び市バスの利用データを長期間保存し、保存したデータを分析するためのシステムであり、株式会社日立シ ステムズが独自に開発したシステムである。本システムの改修 は、本システムを熟知している必要があることから、当該業務を行えるのは株式会社日立システムズ以外にはない。そのため随意契 約とし、委託先として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
22	バス路線見直しに伴う定期券発行機の改修	交通局経営企画課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0127	令和8年8月17日	株式会社東芝 関西支社 大阪市北区角田町8-1	22,819,500	定期券発行機は、（株）東芝が独自に開発・設計した機器である。本業務は、当該機器にかかるソフトウェアの更新を実施するものであり、その作業は開発元である同社以外では履行できない。以上の理由から、随意契約とし、委託先として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
23	交通局ホームページ保守運用等業務	交通局人事総務課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0103	令和8年4月1日	株式会社イディー 神戸市中央区江戸町85-1 ベイ・ウイング神戸ビル10 階	2,717,000	新たな交通局ホームページは、株式会社イディーにより神戸市ホームページから独立して構築された外部サイトである。当該ホームページの保守・運用については、開発者である同社以外には履行できない業務であるため、契約の相手方として同社を選定する。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
24	神戸市交通局例規集 例規データ更新等業務	交通局人事総務課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0103	令和8年4月1日	株式会社ぎょうせい関西支社 大阪市中央区谷町3-1-9	2,361,000	その性質又は目的が競争入札に適しないもの。神戸市（企業会計含む。）例規データベースシステムの構築及びデータ更新等、行財政局法務支援課が特命随意契約で契約している左記業者が業務を行っており、本件業務は、そのシステム内で補えない部分について、神戸市交通局例規データベースシステムを構築しデータ更新等を行っているため、神戸市例規データベースシステムを構築する左記業者以外が行うことはできない。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
25	営業所勤務管理システム保守業務	交通局人事総務課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0111	令和8年4月1日	NECネクサソリューションズ㈱ 大阪市中央区城見１丁目４番24号　NEC関西ビル	2,593,800	当該業務は本システムを構築したものでしか行えないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
26	職員健康診断業務（人間ドック受診者）	交通局人事総務課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0111	令和8年4月1日	神戸市職員共済組合 神戸市中央区京町72番地	令和8年度定期健康診断業務一式 7,720円/件 前立腺がん検査500円/件 乳がん検査1,000円/件 胃部検診5,640円/件 大腸検診1,620円/件	人間ドックを受診するもののほとんどが、共済組合の実施する人間ドックを受診しており、職員の健康診断結果を漏れなく把握できるため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
27	令和8年度交通局職員採用試験の適性検査における問題提供・採点（テストセンター）	交通局人事総務課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0111	令和8年4月1日	株式会社リクルートマネジメントソリューションズ 東京都港区芝浦3-16-16 住友不動産田町ビル東館	5,500円/件	株式会社リクルートマネジメントソリューションズが提供する適性検査 SPI3 のテストセンター方式では、本人認証による不正受検防止対策がなされており、全国の設置会場及びオンライン会場での受験が可能であることから、他府県在住の受験者にとっての利便性が格段に向上し、当局の求める人材を全国から募ることができる。また、受験者の基礎能力や人物特性をより正確に把握するためには、できるだけ多くのデータサンプルと比較することが望ましいが、SPI3 は神戸市及び他自治体における豊富な利用実績があり、適性検査において全国トップのシェアがあることから目的を達するために最適といえる。SPI3の提供が可能となるのは当該事業者のみであり、他に代えることができないことから契約の相手方として特命するものである。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
28	神戸電鉄谷上定期券発売所における定期券発売等業務	交通局営業課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0124	令和8年4月1日	神戸電鉄株式会社 神戸市兵庫区新開地1-3-24	・定期券発売業務 8,591,000 ・海岸線フリーパス交付業務 42円/件	定期券発売業務については、専門性、特殊性のある業務であり、その性質から競争入札に適しないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
29	定期券発売にかかるクレジットカード決済業務及び駅でのタッチ決済業務	交通局営業課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0124	令和8年4月1日	株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22　青山ライズスクエア	13,349,000	定期料金収納におけるクレジットカード決済、交通クラウドシステムを利用した駅でのタッチ決済において、当該クレジットカードブランドを包括的に取り扱うことができるのは、本事業者のみであるため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
30	クレジットカード等タッチ決済業務(VISA、Mastercard、銀聯)	交通局営業課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0124	令和8年4月1日	三井住友カード（株） 大阪市中央区今橋4-5-15	4,665,000	交通クラウドシステムを利用したカード決済が可能な事業者のうち当該クレジットカードブランドの取扱事業者が当該事業者のみであるため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
31	定期券発売所の繁忙対応に係る委託契約	交通局営業課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0124	令和8年4月1日	神姫バス株式会社 姫路市北条口1-17	2,257,200	定期券発売業務については、専門性、特殊性のある業務であり、その性質から競争入札に適しないため。また、既に委託している業務において、年度初めの繁忙期に営業時間延長、窓口体制の強化を行う業務であるため、業務の継続性を確保し、円滑かつ効率的に行うことができる唯一の業者であるため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
32	阪神御影駅前･プリコ六甲道･谷上駅自動定期券発行機集配金業務	交通局営業課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0124	令和8年4月1日	NXキャッシュ・ロジスティクス（株）西日本統括支店 大阪市東住吉区今林2-4-4	・阪神御影駅前¥16,000/回 ・谷上駅前¥16,000/回 ・プリコ六甲道¥18,000/回 ・防犯カメラ使用料¥16,355/月	自動定期券発行機という特殊な機器の配金・売上金回収・精査・送金業務を一元的に委託することで効率的かつ経済的な業務の遂行が見込まれ、その性質又は目的が競争入札に適さないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2・6号に該当）
33	デジタルサイネージ設備・システムの保守及び維持管理等運用業務	交通局営業課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0131	令和8年4月1日	JATO株式会社 大阪市北区末広町1-22	10,995,600	左記業者は本デジタルサイネージの調達設置事業者であり、サイネージシステムの構築者である。サーバーおよびソフトウェアの維持管理についてはシステム構築者しか行えず、製造責任者の点からも本デジタルサイネージの納入業者以外には行えないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
34	パルティの運営管理、テナント管理及び設備管理等に関する総合管理業務	交通局営業課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0131	令和8年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	44,770,000	今後パルティ用地全体の土地利用計画を検討する中で、局施設の特殊性を熟知し、既存テナントとの良好な関係性を保持しつつ、当局と十分に連携した運営を行えるものを契約の相手方とする必要があるため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
35	垂水支所用地土壌汚染状況調査業務（土壌調査）	交通局営業課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0131	令和8年8月31日	株式会社コベルコ科研 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号	4,158,000	委託先は土対法上の指定調査機関であり、既に垂水支所用地に係る土壌汚染状況調査のうち地歴調査を受託し、その成果を保有している。本業務は、当該地歴調査の結果を踏まえて実施する業務であり、他事業者に委託した場合、本事業者が行う場合に加え、地歴調査の内容の確認・現地状況の把握等に追加的な作業が必要となるため、費用及び期間の増加が見込まれる。このため、土対法に基づく調査を効率的かつ経済的に実施するためには、地歴調査を実施した当該事業者に本業務を委託することが、最も合理的である。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
36	市バス車載器データ更新業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0149	令和8年4月1日	株式会社小田原機器 関西営業所 大阪市淀川区木川東2-4-10	基本料金 110,000円/1営業所 系統新設費 21,000円/1枝系統 他	市バス車載機は当該事業者の製品を既に導入しており、当該企業のみ有する情報があり、他社において遂行することが困難である。また、これまでの実績からも信頼性が非常に高く、地元に担える企業もないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
37	バスダイヤシステムアプリケーション保守業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0147	令和8年4月1日	株式会社シグザム 福岡市博多区博多駅南3-13-17 小山ビル1－306	4,158,000	本業務に必要な技術や知識を有する唯一の業者であるため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
38	①市バス音声合成放送装置への放送音源データの録音・音源製作業務 ②市バス音声合成放送装置への放送音源データの登録・編集作業用原稿作成業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0147	令和8年4月1日	株式会社ケイエムアドシステム 東京都豊島区東池袋４丁目８番７号	単価契約 ①市バス音声合成放送装置データ用録音、音源製作業務 (1)女性アナウンサー（日本語）録音使用料（１時間当たり）22,000円他	既存のデータに収録されている同一のアナウンサーを保有しており、アナウンス内容の変更に際して、データの一部修正だけで対応できるため、最も経済的に業務を遂行できる。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
39	神戸市交通局魚崎営業所に係る委託業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0070	令和8年4月1日	阪急バス株式会社 大阪府池田市井口堂１丁目９番21号	990,840,400	令和４年度の提案競技を経て、令和５年度から令和８年度までの５年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和８年度委託契約を締結するため。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項２号に該当）
40	神戸市交通局松原営業所に係る委託業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0070	令和8年4月1日	阪急バス株式会社 大阪府池田市井口堂１丁目９番21号	456,108,400	令和４年度の提案競技を経て、令和５年度から令和８年度までの５年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和８年度委託契約を締結するため。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項２号に該当）
41	神戸市交通局落合営業所に係る委託業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0070	令和8年4月1日	神姫バス株式会社 姫路市北条口１丁目17番地	430,313,400	令和４年度の提案競技を経て、令和５年度から令和８年度までの５年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和８年度委託契約を締結するため。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項２号に該当）
42	神戸市交通局西神営業所に係る委託業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0070	令和8年4月1日	神姫バス株式会社 姫路市北条口１丁目17番地	287,771,000	令和４年度の提案競技を経て、令和５年度から令和８年度までの５年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和８年度委託契約を締結するため。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項２号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
43	神戸市交通局清水が丘営業所に係る委託業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0070	令和8年4月1日	山陽バス株式会社 神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号	営業所委託 406,813,638 軽油 90,000,000	令和2年度の提案競技を経て、令和6年度まで基本契約を締結していたところ、令和8年度まで基本契約の延長を締結しており、同契約に基づき令和8年度委託契約を締結するため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当）
44	神戸市交通局中央南営業所に係る委託業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0070	令和8年4月1日	神姫バス株式会社 姫路市北条口1丁目17番地	営業所委託 361,532,600 軽油 90,000,000	令和4年度の提案競技を経て、令和5年8月から令和9年度までの4年8ヶ月間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和8年度委託契約を締結するため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当）
45	バスロケーションシステムの維持管理業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0146	令和8年4月1日	モバイルクリエイト株式会社 大分県大分市東大道2丁目5番60号	4,461,600	現在、導入しているバスロケーションシステムの維持管理は、システム構築事業者であるモバイルクリエイト㈱にしかできないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
46	神戸市バス運行効率化検討助言業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0147	令和8年6月3日	株式会社 日本海コンサルタント 関西支店 大阪市中央区南新町1丁目1番1号	2,684,000	左記業者は、交通計画およびバス路線再編・データ分析において高度な専門的知見を有している。また、令和7年度までに構築した本市のバス運行計画最適化システムの機能改善や運用支援を行うにあたり、これまでの経緯やシステム内部の仕様に精通している必要がある。他の事業者による代替ではシステム連携や一貫性の確保が困難であり、業務を確実かつ円滑に遂行できるのは同社のみであるため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
47	神戸市交通局松原営業所に係る委託業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0070	令和8年8月1日	阪急バス株式会社 大阪府池田市井口堂1丁目9番21号	847,103,400	令和4年度の提案競技を経て、令和5年度から令和8年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和8年度委託契約を締結するため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当）
48	神戸市交通局落合営業所に係る委託業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0070	令和8年8月1日	神姫バス株式会社 姫路市北条口1丁目17番地	830,118,300	令和4年度の提案競技を経て、令和5年度から令和8年度までの5年間の受委託について基本契約を締結しており、同契約に基づき令和8年度委託契約を締結するため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
49	神戸市バスにおける「ダイヤ増減便・勤務線作成AI」保守・運用業務	交通局市バス経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0147	令和8年9月30日	株式会社ALGO ARTIS 東京都千代田区麹町２丁目３番地２	10,560,000	左記業者は当該システムを開発し当局に納入しており、このシステムをベースにしたもので不可分の業務であり、必要な技術や知識を有する唯一の業者である。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
50	谷上駅の管理運営等に関する業務	交通局地下鉄経営課 神戸市兵庫区御崎町1-2-1 TEL：078-984-0162	令和8年4月1日	神戸電鉄株式会社 神戸市兵庫区新開地1-3-24	126,276,810	谷上駅は当該事業者との共同使用駅であり、谷上駅共同使用に関する基本協定書第1条において同駅業務は当該事業者が行うこととされていることから神戸電鉄株式会社への委託が必須であるため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
51	神戸市高速鉄道駅業務委託	交通局運輸課 神戸市須磨区中落合2-3-1 TEL：078-791-1465	令和8年4月1日	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6-1-55	719,600,000	予定している駅遠隔化システムの導入や、駅係員の省人化への過渡期であるため、業務運営上、直近1カ年において委託駅数や配置人員数が大幅に減少することなどの特殊要因がある。また、令和8年4月1日から令和8年9月30日までは予定委託駅数15駅、令和8年10月1日から令和9年3月31日までは14駅に必要な人員を採用し、必要な教育を実施する準備期間が十分に確保できないことや、令和8年度に配置人員数が大幅に減少することに対して人員整理等に対応できるのは、現受託事業者しかいない。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第６号に該当）
52	乗務区OAシステムのハードウェア及びOffice他更新に係る業務	交通局運輸課 神戸市須磨区中落合2-3-1 TEL：078-791-1465	令和8年7月13日	協和テクノロジィズ株式会社 兵庫営業所 神戸市兵庫区下沢通7-1- 23	4, 528, 920	独自の技術を必要とするシステムであり、ハードウェア及びOffice 他を更新する際に、システムの各種機能の再構築が必要となり、特定の者と契約しなければ契約の目的を達成することができないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号に該当）
53	谷上車庫車両故障等対応業務	交通局地下鉄車両課 神戸市須磨区西落合2-3-1 TEL：078-791-6582	令和8年4月1日	川重車両テクノ株式会社 神戸市兵庫区和田山通 2-12-14	43,989,000	委託候補先は、当局が所有する鉄道車両の設計製造を担当した川崎車両㈱の車両改造や修理を請負う子会社であり、専門の技術スタッフを有することから、他の業者では対応できないため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

委託契約における特命随意契約の結果について
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定による契約を除く）

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 （円）	随意契約理由 （根拠法令）
54	神戸・京都市営地下鉄車両検査周期延伸評価検討委員会の運営支援及び技術指導業務委託	交通局地下鉄車両課 神戸市須磨区西落合2-3-1 TEL：078-791-6582	令和8年5月12日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町２丁目８番地38	3,674,000	検査周期延伸の評価を行う専門機関が鉄道総研に限定されるため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）
55	神戸市営地下鉄車両検査周期延伸に関する物性試験の業務委託	交通局地下鉄車両課 神戸市須磨区西落合2-3-1 TEL：078-791-6582	令和8年9月1日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町２丁目８番地38	2,123,000	物性試験及びその結果に対する安全性評価を一体的に実施できる者が鉄道総研に限定されるため。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）